平成２３年（へ）第２２７号
千葉県成田市大山686番地４の３
申立人　有限会社サンアルミ
代表者取締役　神﨑　俊二
権利を争う旨の申述の終期　平成24年２月23日
平成24年２月24日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＡ271194
金額　3,505,845円
支払期日　平成23年10月20日
支払地　東京都中央区
支払場所　株式会社みずほ銀行八重洲口支店
振出日　平成23年６月27日
振出地　東京都中央区
振出人　株式会社ピーエス三菱　取締役経理・財務部長　権藤　智丸
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第２２９号
埼玉県草加市新善町469番地６
申立人　石川ピーシー工業株式会社
代表者代表取締役　石川　康隆
権利を争う旨の申述の終期　平成24年２月23日
平成24年２月24日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＷＤ72872
金額　1,300,000円
支払期日　平成24年１月20日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社みずほコーポレート銀行内幸町営業部
振出日　平成23年９月20日
振出地　東京都江東区
振出人　ハザマ興業株式会社　代表取締役社長　山田　隆正
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第２３０号
東京都羽村市富士見平１丁目18番地羽村団地４―101
申立人　大井　朝生
権利を争う旨の申述の終期　平成24年２月23日
平成24年２月24日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴第67回７号住宅金融公庫住宅宅地債券
種類枚数　５万円券１枚
記号番号　第001246号
発行年月日　昭和63年９月20日
償還年月日　平成７年９月20日
発行者　独立行政法人住宅金融支援機構
元金支払場所　株式会社みずほコーポレート銀行本店及び国内各支店
最終所持人　申立人
⑵第75回７号住宅金融公庫住宅宅地債券
種類枚数　５万円券１枚
記号番号　第001207号
発行年月日　平成元年３月20日
償還年月日　平成８年３月19日
⑶第93回５号住宅金融公庫住宅宅地債券
種類枚数　50万円券１枚
記号番号　第002359号
発行年月日　平成２年９月20日
償還年月日　平成７年９月20日
⑷第98回５号住宅金融公庫住宅宅地債券
種類枚数　50万円券１枚
記号番号　第002295号
発行年月日　平成３年３月20日
償還年月日　平成８年３月19日
⑵、⑶、⑷の債券の発行者、元金支払場所、最終所持人は⑴の債券の記載に同じ

平成２３年（へ）第２３１号
東京都中央区日本橋３丁目８番16号
申立人　株式会社エス・エヌ・エフ
代表者代表取締役　佐藤　正夫
権利を争う旨の申述の終期　平成24年２月23日
平成24年２月24日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＸ143192
金額　27,373,251円
支払期日　平成23年12月28日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社みずほコーポレート銀行内幸町営業部
振出日　平成23年10月11日
振出地　東京都港区
振出人　伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社
代表取締役社長　牧田愼一郎
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第２３２号
東京都墨田区立花３丁目27番３号
申立人　有限会社片山ファイバー
代表者代表取締役　片山　勝己
権利を争う旨の申述の終期　平成24年２月23日
平成24年２月24日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＦＮ03707
金額　212,083円
支払期日　平成23年10月20日
支払地　東京都豊島区
支払場所　株式会社商工組合中央金庫池袋支店
振出日　平成23年６月20日
振出地　東京都文京区
振出人　中信電機株式会社　代表取締役　中山秀之
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１３号
北海道北見市西三輪３丁目752番地34　プレスト１―２階201号
債務者　児玉満里子（旧姓三浦）
１　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第１８号
北海道北見市若葉２丁目３番５―215号
債務者　板花美由紀
１　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第２０号
北海道北見市北進町３丁目４番22号
債務者　西家真由美
１　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第８号
青森県十和田市大字法量字大筋前10番地１
債務者　山下　昭夫
１　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第１３号
青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字前谷地92番地483
債務者　村上　一壽
１　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第１５号
青森県三沢市堀口２丁目２番地１号　ワコーレ大森202号
債務者　下村　幸子
１　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
青森地方裁判所十和田支部

第明治三十五種郵便物認可